

証券コード 1892  
2022年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中区錦三丁目13番5号  
徳倉建設株式会社  
代表取締役社長 徳倉正晴

### 第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの終息の見通しがたない状況の中、感染拡大防止のため、総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区錦三丁目13番5号  
当社本店会議室（中央マンションビル2階）
3. 目的事項  
報告事項  
1. 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役10名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会へ出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場受付において検温をさせていただきます、発熱や咳の症状がある方等、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokura.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

添 付 書 類

事 業 報 告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

**1. 企業集団の現況に関する事項**

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているものの緩やかに回復の動きが見られました。しかしながら、変異株による感染再拡大やウクライナ情勢等によるエネルギー資源価格の上昇、金融市場の変動など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資は比較的堅調に推移し、民間設備投資も緩やかな回復の動きが見られますが、建設資材価格の高騰や調達難、労務単価の上昇など、業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうした状況の中、当社グループはコロナ感染拡大防止策を継続し、技術・品質・価格の総合的な競争力の向上に努め、P F I、大型案件等の受注と利益の確保に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、受注高が 54,116百万円（前期比5.7%増）となり、売上高が 66,965百万円（前期比23.0%増）となりました。利益につきましては、営業利益が 2,593百万円（前期比1.3%増）、経常利益が 2,607百万円（前期比0.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が 1,679百万円（前期比△2.2%減）となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

なお、セグメント利益は連結損益計算書の売上総利益を基礎としております。

(建築事業)

建築工事はP F I 建築工事・集合住宅・医療福祉施設・工場等の生産施設等に注力し、売上高は41,704百万円、セグメント利益は3,802百万円となりました。

(土木事業)

土木工事は道路・橋梁耐震工事及び護岸整備工事等に注力し、売上高は23,991百万円、セグメント利益は2,018百万円となりました。

(不動産事業)

不動産事業における売上高は655百万円、セグメント利益は301百万円となりました。

(その他の事業)

資機材の販売・賃貸等、その他の事業における売上高は613百万円、セグメント利益は188百万円となりました。

当連結会計年度の事業別セグメントの受注高、売上高、繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建設事業	建築事業	32,858	37,472	41,704	28,626
	土木事業	33,306	16,644	23,991	25,959
	小 計	66,165	54,116	65,696	54,585
不動産事業	—	—	655	—	
その他の事業	—	—	613	—	
合 計	66,165	54,116	66,965	54,585	

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は51百万円であり、その主な内訳は建物の改修に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の変異株の拡大やウクライナ情勢等、楽観を許さない状況が見込まれます。

建設業界におきましては、公共投資では国土強靱化政策や防災・減災に関する投資が引き続き見込まれますが、民間投資については建設資材価格の高騰や調達難が懸念され、取り巻く環境はより厳しさを増す見通しです。また、長時間労働への対策、生産性の向上、人手不足の解消等の課題も抱えており、先行きは未だ不透明な状況です。

このような状況のもと当社グループは、あらゆるステークホルダーの信頼と満足に応える「ファーストコールカンパニー」を目指し、人材の確保・育成に向けた積極的な投資を行い、得意分野、得意エリアに経営資源を集中し、さらなる内部経営資源の充実を図り、グループ内の連携強化を進め、一体となって強い収益基盤の確立と高い生産性の実現を目指してまいります。

現時点での次期の通期連結業績予想につきましては、売上高64,000百万円、営業利益1,950百万円、経常利益1,900百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,250百万円を予定しております。

株主の皆様におかれましては、何卒ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 74 期 2019年3月期	第 75 期 2020年3月期	第 76 期 2021年3月期	第77期(当期) 2022年3月期
受 注 高 (百万円)	80,378	52,909	51,214	54,116
売 上 高 (百万円)	55,715	57,098	54,460	66,965
経 常 利 益 (百万円)	2,094	2,268	2,586	2,607
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,412	1,321	1,716	1,679
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	686円02銭	642円02銭	833円48銭	806円45銭
総 資 産 (百万円)	41,127	43,552	42,183	44,502
純 資 産 (百万円)	12,726	13,621	15,639	17,059

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
坂 田 建 設 株 式 会 社	200百万円	100.0%	土木・建築請負業
九 州 建 設 株 式 会 社	100	100.0	土木・建築請負業
セ ン ト ラ ル 工 材 株 式 会 社	57	100.0	土木・建築請負業および機械賃貸業
中 央 地 所 株 式 会 社	100	91.7	不動産事業
リ テ ッ ク 徳 倉 株 式 会 社	10	60.5	建築請負業
株 式 会 社 エ ス ・ ア ー ル ・ シ ー	60	100.0	建築請負業
中 央 管 理 株 式 会 社	25	100.0	建物管理業、損害保険代理業及び石油類販売業
TOKURA (THAILAND) CO.,LTD.	35	49.6	現地国における建築請負業

(注) 中央地所株式会社および株式会社エス・アール・シーは間接所有を含めた議決権比率を記載していません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社8社、非連結子会社6社、関連会社4社で構成され、建設事業を主体として、これに伴う工事の発注、施工、管理を行うほか、不動産の売買、賃貸および建設資材の販売、建設機械等の賃貸の事業を展開しております。

## (8) 主要な拠点等

## ① 当社

名	称	所	在	地
本	店	名古屋市中区		
東	京	支	店	東京都港区
大	阪	支	店	大阪市天王寺区
九	州	支	店	福岡市博多区
東	北	支	店	仙台市青葉区
三	河	支	店	愛知県西尾市

## ② 子会社

名	称	所	在	地													
坂	田	建	設	株	式	会	社	東京	都	墨	田	区					
九	州	建	設	株	式	会	社	福岡	市	博	多	区					
セ	ン	ト	ラ	ル	工	材	株	式	会	社	愛	知	県	西	尾	市	
中	央	地	所	株	式	会	社	名古屋	市	中	区						
リ	テ	ック	徳	倉	株	式	会	社	名古屋	市	中	区					
株	式	会	社	エ	ス	・	ア	ール	・	シー	東京	都	墨	田	区		
中	央	管	理	株	式	会	社	名古屋	市	中	区						
TOKURA (THAILAND) CO.,LTD.											タイ	王	国	バン	コ	ク	都

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## (9) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
775名	20名増

## ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	341名	12名増	49.6歳	20.2年
女性	37	—	35.1	7.1
合計または平均	378	12名増	48.2	18.9

## (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,200百万円
株式会社福岡銀行	606

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等  
記載すべき重要な事項はありません。(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
記載すべき重要な事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,224,400 株  
 (2) 発行済株式の総数 2,116,238 株(自己株式91,047株を除く。)  
 (3) 株主数 1,285 名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
徳友会グループ持株会	183,600株	8.6%
光通信株式会社	155,100	7.3
三徳物産株式会社	124,811	5.8
株式会社三菱UFJ銀行	101,025	4.7
UHPartners 2	85,900	4.0
日本生命保険相互会社	79,200	3.7
三井住友信託銀行株式会社	70,000	3.3
大成インバーストメント株式会社	63,000	2.9
共栄火災海上保険株式会社	60,000	2.8
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	57,000	2.6

- (注) 1. 当社は、自己株式91,047株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 自己株式91,047株には、「従業員向け株式報酬制度」の信託財産として保有する当社株式30,000株を含めておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (内、社外取締役)	3,250株 (400株)	10名 (2名)
監査役 (内、社外監査役)	500 (300)	4 (3)

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和3年7月21日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員（以下、「従業員」といいます。）の当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員を対象としたインセンティブ・プラン「従業員向け株式報酬制度」を導入しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
徳倉正晴	代表取締役社長(執行役員社長)	中央管理(株)代表取締役会長
伊藤主税	代表取締役(専務執行役員 建築事業統括)	
徳倉克己	代表取締役(専務執行役員 営業本部長兼本店長)	
藤澤聖夫	取締役(専務執行役員 土木事業本部長)	
岡田夏樹	取締役(常務執行役員 建築事業本部長)	
立花眞昭	取締役(常務執行役員 経営管理本部長兼同総務部長)	
鈴木正司	取締役(執行役員 技術本部長)	
郡司哲夫	取締役(西日本担当)	九州建設(株)代表取締役社長
木全誠	取締役	
南木通	取締役	弁護士法人杉井法律事務所 弁護士 (株)オオバ社外取締役
八木康一	常勤監査役	
大引和也	非常勤監査役	税理士法人名南経営 税理士
水谷章夫	非常勤監査役	(一社)地域産業活性協会 代表理事
早川敏之	非常勤監査役	

- (注) 1. 取締役 木全 誠、南木 通の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 大引和也、水谷章夫、早川敏之の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役 大引和也氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役 木全 誠、南木 通の両氏ならびに監査役 大引和也、水谷章夫、早川敏之の3氏を、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。  
 5. 2022年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の会社における地位および担当
徳倉克己	代表取締役(執行役員副社長 営業本部長兼本店長)
伊藤主税	代表取締役(専務執行役員 建築事業本部長)
岡田夏樹	取締役(専務執行役員 建築事業統括)

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、社外取締役については、法令の定める額を限度とし、社外監査役については、480万円以上であらかじめ定める額または法令の定める額のいずれか高い額を限度としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役および当社執行役員であります。その保険料を全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

##### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### 1. 基本方針

当社の業務執行取締役の報酬は、企業価値の最大化に向けた当該取締役の意欲を高めるとともに、株主の中長期的利益との連動性を意識したものとする。個々の業務執行取締役（社外取締役を除く）の報酬は各々の職責に応じた基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬（短期業績連動報酬）、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成する。

社外取締役の報酬は業務執行から独立した立場から経営を監督及び助言する立場を考慮し、固定報酬、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成する。

##### 2. 基本報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額等の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の業務執行取締役（社外取締役を除く）の基本報酬（固定報酬）は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

社外取締役の基本報酬（固定報酬）は、社外取締役としての責務に相応しいものとし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮して個別に決定する。

##### 3. 短期業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業務執行取締役（社外取締役を除く）に対する短期業績連動報酬は、単年度の連結・個別業績、担当部門業績及び当該取締役の貢献度等に応じて、社員の賞与及び期末手当支給時に支給するものとする。

業務執行取締役（社外取締役を除く）に対する短期業績連動報酬の水準は、当該取締役の月例の固定報酬額の150%を上限とし、下限は不支給とする。

業務執行取締役（社外取締役を除く）に対する業績評価は、単年度連結・個別業績目標に対する担当部門業績の貢献度、担当部門の売上収益や営業利益・経常利益・当期利益等の当該年度予算比達成度や前会計年度比増減率等の指標に加え、内部統制システムの整備やコンプライアンスの観点、人材育成を含む中長期的な企業成長に向けた取り組み等を参考に決定する。

##### 4. 非金銭報酬等の内容および数の算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めるために、非金銭報酬として譲渡制限付株式を割り当てる。なお、譲渡制限期間は割当日から割当対象者が当社の取締役、監査役、執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間とする。

##### 5. 基本報酬、短期業績連動報酬、非金銭報酬の額の割合の決定に関する方針

業務執行取締役（社外取締役を除く）の報酬の種類別の割合については、当社の経営環境及び同業他社や同規模の主要企業を調査分析した報酬水準を踏まえ、取締役会

から委任を受けた代表取締役社長は報酬諮問委員会による審議の答申を尊重し、業務執行取締役の個人別の報酬の内容を決定する。なお、報酬の種類別の割合の目安は、基本報酬：短期業績連動報酬：非金銭報酬＝7：1.5：1.5とする。

6. 取締役の個人別の報酬等についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与・期末手当の評価配分、各取締役の非金銭報酬としての譲渡制限付株式の割当株式数とする。

7. 報酬諮問委員会

当社は社外取締役2名で構成する報酬諮問委員会を設置する。代表取締役社長は取締役の個人別報酬について報酬諮問委員会に諮問し、報酬諮問委員会は代表取締役社長に答申する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	138 (21)	129 (20)	— (—)	9 (1)	10 (2)
監査役 (うち社外監査役)	28 (16)	26 (15)	— (—)	1 (0)	5 (4)
合計 (うち社外役員)	166 (37)	155 (35)	— (—)	10 (2)	15 (6)

- (注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2004年6月29日開催の第59回定時株主総会において月額20百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。  
当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役は2名)です。  
また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第76回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として、年額50百万円以内(うち社外取締役分10百万円)、株式の総数18,000株(うち社外取締役3,600株)を各事業年度において割り当てる株数の上限とする決議をしております。
4. 監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第49回定時株主総会において月額5百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。  
また、取締役と同様に金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第76回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額として、年額15百万円、株式の総数6,000株を各事業年度において割り当てる株数の上限とする決議をしております。
5. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与(賞与を含む)の総額は3名60百万円であります。
6. 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
7. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件は、「4. 会社役員に関する事項(4)取

締役および監査役の報酬等①役員報酬等の内容に決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役 木全 誠

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であります。

取締役会、その他社内の重要な会議に出席し、積極的に意見を述べており、社外取締役として、特に金融機関での豊富な経験と知識に基づき監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

②取締役 南木 通

ア. 重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人杉井法律事務所の弁護士であります。なお、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。

株式会社オオバの社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であります。

取締役会、その他社内の重要な会議に出席し、積極的に意見を述べており、社外取締役として、特に弁護士としての専門的見地から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

③監査役 大引 和也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

税理士法人名南経営の税理士であります。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、特に税理士としての専門的見地から、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ④監査役 水谷 章夫
- ア. 重要な兼職先と当社との関係  
一般社団法人地域産業活性協会の代表理事であります。なお、当社と同協会との間には特別な関係はありません。
  - イ. 当事業年度における主な活動状況
    - (ア) 取締役会への出席状況および発言状況  
出席率は100%であります。  
出席した取締役会においては、社外監査役として、特に学識経験者としての豊富な経験と知識から、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
    - (イ) 監査役会への出席状況および発言状況  
出席率は100%であります。  
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
- ⑤監査役 早川 敏之
- ア. 重要な兼職先と当社との関係  
該当事項はありません。
  - イ. 当事業年度における主な活動状況
    - (ア) 取締役会への出席状況および発言状況  
出席率は100%であります。  
出席した取締役会においては、社外監査役として、特に会社経営者としての豊富な経験と知識から、毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。
    - (イ) 監査役会への出席状況および発言状況  
出席率は100%であります。  
出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

栄監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①当社の会計監査人としての報酬等の額

29百万円

#### ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計金額で記載しております。

2. 監査役会は、栄監査法人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

### (3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容 該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人は法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の基本とする。
- ②教育、研修等の実施により、企業倫理意識、コンプライアンス等の浸透をはかる。
- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行わない。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報については、法令ならびに社内規則により作成・保管するとともに、必要に応じ取締役、監査役等が閲覧できる状態で管理する。
- ②法令または証券取引所適時開示規則に基づき情報を開示する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①災害、品質、環境等のリスクについてはマニュアルに従い対処する。
- ②その他、重大な影響を及ぼすと判断される個々のリスクに関しては、取締役会等において対応等を審議し対処する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①原則月1回取締役会を開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うほか、重要事項については随時、経営会議を開催し、報告、検討を行う。
- ②決裁基準に基づき運営する。
- ③幹部職員の業務分掌に基づき担当業務を明確にする。

### (5) 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社管理の関連事業室を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- ②関連事業室は、グループ会議を開催し、子会社の経営状況の把握や意思の疎通を図る。  
また、子会社に重大なリスクが発生した場合、または発生可能性がある場合は、速やかに報告を受ける体制を整備する。
- ③内部監査部門は、各グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。

### (6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役を補助する使用人は、代表取締役が適宜使用人を指名する。当該使用人の人事異動、人事評価については、監査役の意見を尊重した上で行うものとする。
- ②監査役を補助する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の取締役および使用人等は、不正行為、法令、定款違反行為で会社に著しい損害を及ぼす虞のあるもの、著しく不当な行為がある場合は、速やかに当社の監査役に報告する。
- ② 当社の監査役は、必要に応じて業務執行に関する報告、説明または関係資料の提出を当社および子会社の取締役および使用人等に求めることができる。

(8) 上記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役および使用人等から当社の監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、担当部門において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に相談するなど必要な監査費用を認める。

(10) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社法によって取締役会の書面決議が認められたが、従来通り取締役会は原則月1回開催する。
- ② 代表取締役は、監査役会および会計監査人との定期的な会合を確保する。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役会を11回開催し、法令等に定められた事項や事業計画、予算の策定等経営における重要な事項を決定し、月次の事業計画の進行状況の分析、対策を検討するとともに、法令および定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ② 監査役会を12回開催し、取締役会およびその他重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役職務執行の監査、法令および定款等の遵守について監査いたしました。
- ③ コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため研修を行っています。
- ④ 財務報告に係る内部統制の実施要領に基づき、当社およびグループ会社の内部統制評価を実施しています。

~~~~~  
(注) 事業報告の記載金額および株数の表示単位未満の端数は、それぞれ切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目                | 金 額             |
|-----------------|---------------|--------------------|-----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>      |                 |
| <b>流動資産</b>     | <b>32,916</b> | <b>流動負債</b>        | <b>23,064</b>   |
| 現金及び預金          | 10,514        | 支払手形・工事未払金等        | 10,899          |
| 受取手形・完成工事未収入金等  | 20,200        | 電子記録債務             | 4,289           |
| 電子記録債権          | 158           | 短期借入金              | 1,584           |
| 販売用不動産          | 110           | 1年内償還予定の社債         | 214             |
| 未成工事支出金         | 203           | 未払法人税等             | 468             |
| 材料貯蔵品           | 18            | 未成工事受入金            | 3,009           |
| その他             | 1,749         | 完成工事補償引当金          | 293             |
| 貸倒引当金           | △38           | 工事損失引当金            | 167             |
| <b>固定資産</b>     | <b>11,585</b> | 賞与引当金              | 273             |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>8,443</b>  | その他                | 1,864           |
| 建物及び構築物         | 1,339         | <b>固定負債</b>        | <b>4,379</b>    |
| 機械装置及び運搬具       | 22            | 社債                 | 500             |
| 工具、器具及び備品       | 50            | 長期借入金              | 2,372           |
| 土地              | 7,019         | 繰延税金負債             | 846             |
| その他             | 11            | 再評価に係る繰延税金負債       | 88              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>60</b>     | 役員退職慰労引当金          | 42              |
| その他             | 60            | 株式給付引当金            | 22              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,081</b>  | 退職給付に係る負債          | 249             |
| 投資有価証券          | 2,333         | 資産除去債務             | 25              |
| 長期貸付金           | 449           | その他                | 230             |
| 繰延税金資産          | 217           | <b>(純資産の部)</b>     | <b>(17,059)</b> |
| 長期未収入金          | 93            | <b>株主資本</b>        | <b>17,261</b>   |
| 破産更生債権等         | 5             | 資本金                | 2,368           |
| その他             | 305           | 資本剰余金              | 3,189           |
| 貸倒引当金           | △323          | 利益剰余金              | 11,908          |
| <b>資産合計</b>     | <b>44,502</b> | 自己株式               | △204            |
|                 |               | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△243</b>     |
|                 |               | その他有価証券評価差額金       | 226             |
|                 |               | 土地再評価差額金           | △458            |
|                 |               | 為替換算調整勘定           | 5               |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額       | △16             |
|                 |               | <b>非支配株主持分</b>     | <b>40</b>       |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>44,502</b>   |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

( 2021年 4 月 1 日から  
2022年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額 | 金 額    |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高             |     | 66,965 |
| 売上原価            |     | 60,638 |
| 売上総利益           |     | 6,327  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 3,733  |
| 営業利益            |     | 2,593  |
| 営業外収益           |     |        |
| 受取利息及び配当金       | 63  |        |
| 受取替差益           | 48  |        |
| 受取保険金           | 4   |        |
| その他             | 36  | 151    |
| 営業外費用           |     |        |
| 支払利息            | 42  |        |
| 支払保証料           | 20  |        |
| 貸倒引当金繰入額        | 57  |        |
| 借入手数料           | 0   |        |
| 和解金             | 14  |        |
| その他             | 3   | 137    |
| 経常利益            |     | 2,607  |
| 特別利益            |     |        |
| 固定資産売却益         | 5   |        |
| 投資有価証券売却益       | 0   | 5      |
| 特別損失            |     |        |
| 固定資産除売却損        | 1   |        |
| 投資有価証券評価損       | 1   |        |
| 減損              | 90  |        |
| その他             | 2   | 95     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 2,517  |
| 法人税、住民税及び事業税    |     | 910    |
| 法人税等調整額         |     | △72    |
| 当期純利益           |     | 1,678  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | △0     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 1,679  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                            | 株主資本  |       |        |      |        |
|----------------------------|-------|-------|--------|------|--------|
|                            | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                  | 2,368 | 3,088 | 10,564 | △125 | 15,894 |
| 会計方針の変更による累<br>積 的 影 響 額   |       |       | △53    |      | △53    |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高 | 2,368 | 3,088 | 10,511 | △125 | 15,841 |
| 当 期 変 動 額                  |       |       |        |      |        |
| 剰余金の配当                     |       |       | △249   |      | △249   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益        |       |       | 1,679  |      | 1,679  |
| 土地再評価差額金の取<br>崩            |       |       | △32    |      | △32    |
| 自己株式の取得                    |       |       |        | △114 | △114   |
| 自己株式の処分                    |       | 100   |        | 35   | 135    |
| 非支配株主との取引に<br>係る親会社の持分変動   |       | 0     |        |      | 0      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）    |       |       |        |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計              | -     | 101   | 1,397  | △78  | 1,420  |
| 当 期 末 残 高                  | 2,368 | 3,189 | 11,908 | △204 | 17,261 |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

|                      | その他の包括利益累計額  |          |          |              |               | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|----------------------|--------------|----------|----------|--------------|---------------|---------|--------|
|                      | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |         |        |
| 当 期 首 残 高            | 192          | △491     | 5        | △5           | △298          | 44      | 15,639 |
| 会計方針の変更による累積的影響額     |              |          |          |              |               |         | △53    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高    | 192          | △491     | 5        | △5           | △298          | 44      | 15,586 |
| 当 期 変 動 額            |              |          |          |              |               |         |        |
| 剰余金の配当               |              |          |          |              |               |         | △249   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      |              |          |          |              |               |         | 1,679  |
| 土地再評価差額金の取崩          |              |          |          |              |               |         | △32    |
| 自己株式の取得              |              |          |          |              |               |         | △114   |
| 自己株式の処分              |              |          |          |              |               |         | 135    |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 |              |          |          |              |               |         | 0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）  | 33           | 32       | 0        | △10          | 55            | △3      | 52     |
| 当 期 変 動 額 合 計        | 33           | 32       | 0        | △10          | 55            | △3      | 1,472  |
| 当 期 末 残 高            | 226          | △458     | 5        | △16          | △243          | 40      | 17,059 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 8社
- ②連結子会社の名称 坂田建設(株)、九州建設(株)、中央地所(株)、セントラル工材(株)、リテック徳倉(株)、中央管理(株)、(株)エス・アール・シー、TOKURA(THAILAND)CO.,LTD.
- ③非連結子会社の名称 TOKURA DO BRASIL CONSULTORIA TECNICA LTDA. PT. INDOTOKURA、東京中央管理(株)、九州REEDコーポレーション(株)、(株)愛宕建設工業、(株)アークス

#### 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法非適用の非連結子会社の名称 TOKURA DO BRASIL CONSULTORIA TECNICA LTDA. PT. INDOTOKURA、東京中央管理(株) 九州REEDコーポレーション(株)、(株)愛宕建設工業、(株)アークス
- ②持分法非適用の関連会社の名称 P F I 豊川宝飯齋場(株) P F I 愛西市学校給食センター(株) P F I 津市齋場(株) P F I 豊橋市齋場(株)

#### 持分法を適用しない理由

上記の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちTOKURA(THAILAND)CO.,LTD.は12月31日、セントラル工材(株)は1月31日、九州建設(株)及び中央地所(株)は2月28日、中央管理(株)は8月31日がそれぞれ決算日となっております。

連結計算書類の作成にあたり、中央管理(株)については2月28日現在の仮決算に基づく計算書類を使用しております。また、その他については当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。ただし同決算日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## (4) 会計方針に関する事項

## ①重要な資産の評価基準及び評価方法

## a. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

## b. 棚卸資産

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

販売用不動産 個別法

未成工事支出金 個別法

不動産事業支出金 個別法

商品及び製品 移動平均法

材料貯蔵品 最終仕入原価法

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

## a. 有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

## b. 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## c. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## d. 長期前払費用

定額法によっております。

## ③重要な引当金の計上基準

## a. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## b. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度末の完成工事高に対する将来の補償見込額を計上しております。

## c. 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

## d. 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。

## e. 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、国内連結子会社の一部は内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

f. 株式給付引当金 株式交付規程に基づく従業員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末における負担見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

a. 建築及び土木事業

建築及び土木事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

b. 不動産事業

不動産事業においては、主に不動産の管理及び仲介を行っております。これらの取引は契約上の条件が履行された時点をもって履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引については、履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。

c. その他の事業

その他の事業においては、主に建材の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤その他の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

b. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は53百万円減少しております。

また、当連結会計年度の売上高は493百万円減少、売上原価は478百万円減少、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ14百万円減少しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
進捗度に応じた工事契約の売上高29,535百万円  
(進捗度に応じた工事契約の受注残高42,078百万円)

・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

請負工事契約において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

工事原価総額の見積りにあたっては、利害を別とする関係部門間で協議し、工事契約を遂行するための作業内容を特定・網羅し、かつ個々に適切な原価を算定した上で、着工後の工期変更、人件費・労務費の増減、使用部材の価格変動や仕様変更がある場合、適時に工事原価の見直しを行っております。しかしながら、大規模工事においては原価要素が多く、工期も長期にわたることから、設計変更や追加工事、工期延長等の可能性があります。そのため、工事内容の見直しがあった場合には、当連結会計年度末時点の工事原価総額の見積りにおいて不確実性があり、翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①下記の資産は、長期借入金1,787百万円及び短期借入金571百万円（長期借入金からの振替分を含む）の担保に供しております。

|              |          |
|--------------|----------|
| 現金及び預金(定期預金) | 265百万円   |
| 建物           | 534百万円   |
| 土地           | 3,014百万円 |
| 投資有価証券       | 534百万円   |

②下記の資産は、PFI豊川宝飯斎場(株)及びPFI豊橋市斎場(株)の金融機関からの借入債務に係る担保に供しております。

|        |       |
|--------|-------|
| 投資有価証券 | 26百万円 |
|--------|-------|

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,174百万円

(3) 電子記録債権の譲渡高 96百万円

(4) 保証債務

次の会社の分譲住宅販売に係る手付金等受領額に対して、信用保証会社へ保証を行っております。  
 トラスト不動産(株) 7百万円

(5) 土地の再評価に関する法律第10条による差額

当社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず、再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格（一部は同条第2号に定める国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格）に基づいて合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

411百万円

(6) 棚卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに、両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する金額はありません。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 2,207,285株        | －株               | －株               | 2,207,285株       |

当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首の株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度<br>末の株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式  | 126,780株          | 30,047株          | 35,780株          | 121,047株         |

(注1) 当連結会計年度末における普通株式の自己株式数には「株式給付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式30,000株を含めております。

(注2) (変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託口）による当社株式の取得による増加30,000株  
 単元未満株式の買取による増加 47株

減少の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託口）への当社株式の処分による減少30,000株  
 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 5,780株

配当に関する事項

配当金支払額

決議 2021年6月29日定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 249百万円

1株当たり配当額 120.00円

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月30日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定 2022年6月29日定時株主総会

株式の種類 普通株式

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 317百万円

1株当たり配当額 150.00円

基準日 2022年3月31日

効力発生日 2022年6月30日

(注) 「株式給付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金4百万円を含めて記載しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額469百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、電子記録債権、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

|                           | 連結貸借対照表計上額 | 時価    | 差額 |
|---------------------------|------------|-------|----|
| a. 投資有価証券<br>その他有価証券      | 1,864      | 1,864 | －  |
| b. 長期貸付金<br>(1年内回収予定を含む)  | 462        |       | －  |
| 貸倒引当金(※1)                 | △244       |       |    |
| 小計                        | 217        | 238   | 20 |
| 資産計                       | 2,081      | 2,102 | 20 |
| c. 社債(1年内償還予定社債を含む)       | 714        | 715   | 1  |
| d. 長期借入金(1年内返済予定長期借入金を含む) | 3,103      | 3,105 | 1  |
| 負債計                       | 3,817      | 3,820 | 3  |

(※1) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産  
当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

| 区分                             | 時価    |      |      | 合計    |
|--------------------------------|-------|------|------|-------|
|                                | レベル1  | レベル2 | レベル3 |       |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式<br>債券等 | 1,731 | —    | —    | 1,731 |
|                                | —     | 132  | —    | 132   |
| 合計                             | 1,731 | 132  | —    | 1,864 |

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

| 区分    | 時価   |       |      | 合計    |
|-------|------|-------|------|-------|
|       | レベル1 | レベル2  | レベル3 |       |
| 長期貸付金 | —    | 214   | 23   | 238   |
| 長期借入金 | —    | 3,105 | —    | 3,105 |
| 社債    | —    | 715   | —    | 715   |
| 合計    | —    | 4,035 | 23   | 4,059 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 資産

## a. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。また、債券等は、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## b. 長期貸付金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを回収期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもってレベル3の時価に分類しております。

## 負債

## c. 社債、並びに d. 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の発行もしくは借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸住宅や賃貸倉庫施設を所有しております。なお、国内の賃貸住宅の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                        | 連結貸借対照表計上額 | 時価    |
|------------------------|------------|-------|
| 賃貸等不動産                 | 4,177      | 6,648 |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 2,817      | 5,408 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

## 8. 収益認識に関する注記

当社グループは土木工事、建築工事の設計、施工、監理を主な事業内容としております。

顧客との契約について、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法をとっております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 8,157円64銭

(2) 1株当たり当期純利益 806円45銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

### 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目              | 金 額            |
|-----------------|---------------|------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>20,083</b> | <b>流動負債</b>      | <b>15,507</b>  |
| 現金及び預金          | 4,354         | 支払手形             | 1,816          |
| 受取手形            | 372           | 電子記録債権           | 4,238          |
| 電子記録債権          | 23            | 工事未払金            | 4,958          |
| 完成工事未収入金        | 13,528        | 短期借入金            | 300            |
| 不動産事業等未収入金      | 18            | 1年内償還予定の社債       | 214            |
| 販売用不動産          | 58            | 1年内返済予定の長期借入金    | 598            |
| 未成工事支出金         | 120           | リース債権            | 6              |
| 材料貯蔵品           | 1             | 未払費用             | 874            |
| 前払費用            | 78            | 未払法人税等           | 178            |
| 立替金             | 892           | 未成工事受入金          | 134            |
| その他の金           | 671           | 前受り              | 1,344          |
| 貸倒引当金           | △37           | 前受り収益            | 187            |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,655</b>  | 前受り損失引当金         | 3              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,100</b>  | 前受り損失引当金         | 171            |
| 建物              | 341           | 工事損失引当金          | 132            |
| 構築物             | 4             | 賞与引当金            | 202            |
| 機械装置            | 0             | その他の             | 144            |
| 工具、器具及び備品       | 22            | <b>固定負債</b>      | <b>2,650</b>   |
| 土地              | 2,724         | 社長期借入金           | 500            |
| リース資産           | 7             | リース債権            | 1,955          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>40</b>     | 再評価に係る繰延税金負債     | 7              |
| ソフトウェア          | 10            | 株式給付引当金          | 88             |
| リース資産           | 5             | 退職給付引当金          | 22             |
| その他の            | 24            | 債務保証損失引当金        | 2              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,514</b>  | 資産除去債            | 10             |
| 投資有価証券          | 1,590         | その               | 2              |
| 関係会社株           | 1,529         | <b>(純資産の部)</b>   | <b>(8,580)</b> |
| 出資金             | 0             | <b>株主資本</b>      | <b>8,770</b>   |
| 長期貸付金           | 348           | 本剰余金             | 2,368          |
| 長期前払費用          | 1             | 資本剰余金            | 1,633          |
| 繰延税金資産          | 85            | 資本準備金            | 1,232          |
| その他の            | 266           | その他の資本剰余金        | 400            |
| 貸倒引当金           | △305          | 利益剰余金            | 4,973          |
| <b>資産合計</b>     | <b>26,738</b> | その他の利益剰余金        | 4,973          |
|                 |               | 別途積立金            | 625            |
|                 |               | 繰越利益剰余金          | 4,348          |
|                 |               | <b>自己株式</b>      | <b>△204</b>    |
|                 |               | 評価・換算差額等         | △189           |
|                 |               | その他有価証券評価差額金     | 268            |
|                 |               | 土地再評価差額金         | △458           |
|                 |               | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>26,738</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                 | 金      | 額      |
|---------------------|--------|--------|
| 売 上 高               | 41,332 |        |
| 完成工事高               | 41,332 |        |
| 不動産事業等売上高           | 154    | 41,487 |
| 売 上 原 価             | 37,893 |        |
| 完成工事原価              | 37,893 |        |
| 不動産事業等売上原価          | 69     | 37,963 |
| 売 上 総 利 益           | 3,438  |        |
| 完成工事総利益             | 3,438  |        |
| 不動産事業等総利益           | 85     | 3,523  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |        | 2,287  |
| 営業外収益               |        | 1,236  |
| 受取利息及び配当金           | 307    |        |
| 為替差益                | 48     |        |
| その他                 | 14     | 370    |
| 営業外費用               |        |        |
| 支払利息                | 24     |        |
| 支払保証料               | 13     |        |
| 貸倒引当金繰入額            | 57     |        |
| 借入手数料               | 0      |        |
| 和解金                 | 0      |        |
| 債務保証損失引当金繰入額        | 6      |        |
| その他                 | 2      | 103    |
| 特 別 常 利 益           |        | 1,503  |
| 投資有価証券評価損           | 0      |        |
| 固定資産売却除却損           | 0      |        |
| 減損損失                | 75     |        |
| その他                 | 2      | 78     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益     |        | 1,424  |
| 法人税、住民税及び事業税        |        | 422    |
| 法人税等調整額             |        | △32    |
| 当 期 純 利 益           |        | 1,034  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年 4 月 1 日から )  
( 2022年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

|                       | 株主資本  |       |          |         |          |       |         |
|-----------------------|-------|-------|----------|---------|----------|-------|---------|
|                       | 資本金   | 資本剰余金 |          |         | 利益剰余金    |       |         |
|                       |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 |       | 利益剰余金合計 |
|                       |       |       |          | 別途積立金   | 繰越利益剰余金  |       |         |
| 当 期 首 残 高             | 2,368 | 1,232 | 300      | 1,532   | 625      | 3,652 | 4,277   |
| 会計方針の変更による累積的影響額      |       |       |          |         |          | △55   | △55     |
| 会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高 | 2,368 | 1,232 | 300      | 1,532   | 625      | 3,596 | 4,221   |
| 当 期 変 動 額             |       |       |          |         |          |       |         |
| 剰余金の配当                |       |       |          |         |          | △249  | △249    |
| 当期純利益                 |       |       |          |         |          | 1,034 | 1,034   |
| 土地再評価差額金の取崩           |       |       |          |         |          | △32   | △32     |
| 自己株式の取得               |       |       |          |         |          |       |         |
| 自己株式の処分               |       |       | 100      | 100     |          |       |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額）   |       |       |          |         |          |       |         |
| 当 期 変 動 額 合 計         | -     | -     | 100      | 100     | -        | 752   | 752     |
| 当 期 末 残 高             | 2,368 | 1,232 | 400      | 1,633   | 625      | 4,348 | 4,973   |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

|                           | 株主資本 |        | 評価・換算差額等             |              |                | 純資産合計 |
|---------------------------|------|--------|----------------------|--------------|----------------|-------|
|                           | 自己株式 | 株主資本合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |
| 当 期 首 残 高                 | △125 | 8,052  | 271                  | △491         | △219           | 7,832 |
| 会計方針の変更による累積<br>的影響額      |      | △55    |                      |              |                | △55   |
| 会計方針の変更を反映した<br>当 期 首 残 高 | △125 | 7,996  | 271                  | △491         | △219           | 7,776 |
| 当 期 変 動 額                 |      |        |                      |              |                |       |
| 剰余金の配当                    |      | △249   |                      |              |                | △249  |
| 当期純利益                     |      | 1,034  |                      |              |                | 1,034 |
| 土地再評価差額金の取崩               |      | △32    |                      |              |                | △32   |
| 自己株式の取得                   | △114 | △114   |                      |              |                | △114  |
| 自己株式の処分                   | 35   | 135    |                      |              |                | 135   |
| 株主資本以外の項目の当<br>期変動額（純額）   | -    | -      | △2                   | 32           | 30             | 30    |
| 当 期 変 動 額 合 計             | △78  | 774    | △2                   | 32           | 30             | 804   |
| 当 期 末 残 高                 | △204 | 8,770  | 268                  | △458         | △189           | 8,580 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法  
 子会社株式及び関連会社株式  
 移動平均法による原価法によっております。
- その他有価証券**  
 市場価格のない株式等以外のもの  
 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- 市場価格のない株式等**  
 移動平均法による原価法によっております。
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。
- |         |         |
|---------|---------|
| 販売用不動産  | 個別法     |
| 未成工事支出金 | 個別法     |
| 材料貯蔵品   | 最終仕入原価法 |
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法によっております。  
 (リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産 定額法によっております。  
 (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④ 長期前払費用 定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度末の完成工事高に対する将来の補償見込額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④ 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。

- ⑤退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。  
退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際事業年度から費用処理しております。
- ⑥債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状況等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑦株式給付引当金 株式交付規程に基づく当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

建築及び土木事業においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ②消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、工事契約に関して従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収するこ

とが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は55百万円減少しております。

また、当事業年度の売上高は596百万円減少、売上原価は580百万円減少、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15百万円減少しております。

#### (2) 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

工事契約における収益認識

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高19,026百万円  
（進捗度に応じた工事契約の受注残高27,461百万円）

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①下記の資産は、長期借入金1,446百万円及び1年内返済予定の長期借入金310百万円の担保に供しております。

|              |        |
|--------------|--------|
| 現金及び預金（定期預金） | 260百万円 |
| 建物           | 76百万円  |
| 土地           | 457百万円 |
| 投資有価証券       | 534百万円 |
| 関係会社株式       | 3百万円   |

②下記の資産は、中央地所(株)の金融機関からの借入債務に係る担保に供しております。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 7百万円  |
| 土地 | 67百万円 |

③下記の資産は、PFI豊川宝飯斎場(株)及びPFI豊橋市斎場(株)の金融機関からの借入債務に係る担保に供しております。

|                                                        |          |
|--------------------------------------------------------|----------|
| 関係会社株式                                                 | 26百万円    |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                                     | 1,224百万円 |
| (3) 保証債務                                               |          |
| 当社は、下記の会社の金融機関からの借入金について、次のとおり債務保証を行っております。            |          |
| 中央地所(株)                                                | 321百万円   |
| TOKURA(THAILAND)CO.,LTD.                               | 207百万円   |
| (4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務                                 |          |
| 短期金銭債権                                                 | 342百万円   |
| 長期金銭債権                                                 | 382百万円   |
| 短期金銭債務                                                 | 456百万円   |
| 長期金銭債務                                                 | 5百万円     |
| (5) 棚卸資産及び工事損失引当金の表示                                   |          |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに、両建てで表示しております。 |          |
| 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する金額はありません。     |          |

#### 5. 損益計算書に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高  |          |
| 営業収益       | 94百万円    |
| 営業費用       | 2,952百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 267百万円   |

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |          |
| 普通株式                   | 121,047株 |

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、完成工事補償引当金の損金不算入額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称        | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                     |              | 取引金額(百万円) | 科目        | 期末残高    |
|-----|---------------|----------------|-------------------------------|--------------|-----------|-----------|---------|
|     |               |                | 事業上の関係                        | 取引の内容        |           |           | 金額(百万円) |
| 子会社 | 中央地所(株)       | 58.3%<br>(-)   | 不動産賃貸等                        | 債務保証         | 321       | -         | -       |
|     |               |                |                               | 債務被保証        | 1,200     |           |         |
|     |               |                |                               | 資金の貸付        | 260       | 短期貸付金     | 130     |
|     |               |                | 資金の返済                         | 260          |           |           |         |
|     |               |                | 役員の兼任                         | 利息の受取(注1)    | 0         | -         | -       |
| 子会社 | 中央管理(株)       | 100%<br>(-)    | 建設資材の購入等                      | 建設資材の購入等(注2) | 922       | 電子記録債務    | 288     |
| 子会社 | PT.INDOTOKURA | 67.0%<br>(-)   | 役員の兼任<br>資金の援助<br>役員の兼任<br>出向 | 資金の貸付        | -         | 長期貸付金(注3) | 266     |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。  
(注3) PT.INDOTOKURAへの長期貸付金に対し、242百万円の貸倒引当金を計上しております。  
また、当期において53百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

## 9. 収益認識に関する注記

連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,113円11銭  
(2) 1株当たり当期純利益 496円69銭  
(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

徳倉建設株式会社  
取締役会 御中

栄監査法人

愛知県名古屋市  
代表社員 公認会計士 梶 泰 治  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 市 原 耕 平  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 近 藤 雄 大

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、徳倉建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、徳倉建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること。また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

**独立監査人の監査報告書**

2022年5月19日

徳倉建設株式会社  
取締役会 御中

**栄監査法人**  
愛知県名古屋市  
代表社員 公認会計士 楯 泰 治  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 市 原 耕 平  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 近 藤 雄 大

**監査意見**  
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、徳倉建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。  
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**  
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**  
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。  
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

徳倉建設株式会社 監査役会

常勤監査役 八木 康 一 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 大 引 和 也 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 水 谷 章 夫 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 早 川 敏 之 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、2022年4月に創立75周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

つきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、2022年3月期の期末配当金について、1株当たり30円の創立75周年記念配当を実施させていただくことといたしました。これにより、2022年3月期の年間配当金は、普通配当120円と合わせ150円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金150円 総額317,435,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員10名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                     | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                                         | とくら まさはる<br>徳倉正晴<br>(1952年11月1日生) | 1979年3月 当社入社<br>1984年6月 当社取締役社長室長<br>1986年6月 当社常務取締役<br>1987年6月 当社代表取締役常務<br>1988年6月 当社代表取締役専務<br>1992年6月 当社代表取締役副社長<br>1998年2月 当社代表取締役社長<br>2004年6月 当社代表取締役執行役員社長<br>現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>中央管理(株)代表取締役会長                                                                                                                | 44,900株        |
| 取締役候補者とした理由<br>徳倉正晴氏は、当社代表取締役社長として長年にわたり経営全般に携わり、国内外における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                          |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 2                                                                                                                                                                         | とくら かつみ<br>徳倉克己<br>(1971年7月10日生)  | 1996年4月 当社入社<br>2010年4月 当社執行役員社長室長<br>2012年6月 当社取締役執行役員経営管理本部総務部長兼営業本部副本部長兼三河支店長<br>2014年6月 当社取締役執行役員経営管理本部副本部長兼同総務部長兼営業本部副本部長兼三河支店長<br>2015年6月 当社非常勤取締役<br>2019年4月 当社取締役常務執行役員東日本統括<br>2020年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長<br>2020年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長<br>2021年4月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼本店長<br>2022年4月 当社代表取締役執行役員副社長営業本部長兼本店長<br>現在に至る | 3,500株         |
| 取締役候補者とした理由<br>徳倉克己氏は、主に営業・総務部門に従事し、当社営業・総務全般における豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、2012年から当社取締役、2016年からグループ企業である坂田建設株式会社の代表取締役社長として企業経営に従事し、職務を適切に遂行した実績をもっていることから、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                               | いとう ちから<br>伊藤 主税<br>(1957年4月10日生)  | 1980年4月 当社入社<br>2009年6月 当社執行役員副本店長兼建築事業本部副本部長兼本店建築部長<br>2012年4月 当社執行役員建築事業本部長<br>2012年6月 当社取締役執行役員建築事業本部長<br>2015年6月 当社取締役常務執行役員建築事業本部長兼同工部東日本工部部長<br>2017年6月 当社取締役専務執行役員建築事業本部長兼同営業部長<br>2018年6月 当社取締役専務執行役員建築事業統括兼営業本部東日本支社長<br>2019年6月 当社取締役専務執行役員建築事業統括<br>2019年9月 当社取締役専務執行役員建築事業統括兼国際事業統括<br>2020年6月 当社代表取締役専務執行役員建築事業統括兼国際事業統括<br>2022年4月 当社代表取締役専務執行役員建築事業本部長<br>現在に至る | 4,100株         |
| 取締役候補者とした理由<br>伊藤主税氏は、主に建築部門に従事し、当社国内外の建築事業における豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、2012年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| 4                                                                                                                               | ふじさわ たかお<br>藤澤 聖夫<br>(1955年2月25日生) | 1977年4月 当社入社<br>2008年6月 当社土木本部副本部長兼本社及び本店購買部長<br>2009年4月 当社土木事業本部副本部長兼工部西日本工部部長<br>2010年5月 当社土木事業本部副本部長兼国際事業本部副本部長<br>2014年6月 当社執行役員（東日本大震災）復興対策本部対策室長<br>2015年6月 当社常務執行役員（東日本大震災）復興対策本部長<br>2017年4月 当社常務執行役員土木事業本部副本部長<br>2019年6月 当社専務執行役員土木事業本部長<br>2020年6月 当社取締役専務執行役員土木事業本部長<br>現在に至る                                                                                      | 1,050株         |
| 取締役候補者とした理由<br>藤澤聖夫氏は、主に土木部門に従事し、当社の全国的な土木事業における豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2020年より当社取締役に従事し、職務を適切に遂行していることから、取締役候補者いたしました。          |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | おかだ なつき<br>岡田 夏樹<br>(1966年7月12日生)    | 1989年4月 当社入社<br>2009年4月 当社本店建築部副部長兼本店営業部第二営業部副部長<br>2012年6月 当社副本店長兼同建築部長<br>2013年6月 当社執行役員副本店長兼同建築部長<br>2017年6月 当社常務執行役員建築事業本部長代行<br>2018年6月 当社取締役常務執行役員建築事業本部長<br>2022年4月 当社取締役専務執行役員建築事業統括<br>現在に至る                                                                                         | 700株           |
|       |                                      | 取締役候補者とした理由<br>岡田夏樹氏は、主に建築部門に従事し、当社建築事業の営業及び工事における豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、2018年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                           |                |
| 6     | たちばな まさあき<br>立花 眞昭<br>(1955年11月20日生) | 2009年9月 当社入社<br>2013年6月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼同経理部長<br>2015年6月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼同経理部長兼同工務部長<br>2016年1月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼同経理部長兼同工務部長兼同購買管理部長<br>2018年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼同経理部長<br>2020年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼同経理部長<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼同人事部長<br>2021年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼同総務部長<br>現在に至る | 700株           |
|       |                                      | 取締役候補者とした理由<br>立花眞昭氏は、主に経営管理部門に従事し、中小企業診断士の資格を保有しており、当社経営管理全般における豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、2018年から当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                                            |                |

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 7     | ぐんじてつお<br>郡司哲夫<br>(1959年3月27日生)                                                                                                                                                    | 1982年4月 当社入社<br>2004年6月 当社執行役員本店営業部建築営業部長<br>2006年6月 当社取締役執行役員副本店長兼本店営業部建築営業部長<br>2009年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼営業本部リスク債権管理担当<br>2011年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼営業本部リスク債権管理担当兼財務担当<br>2012年4月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼リスク債権管理担当<br>2015年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼同総務部長兼同IT統括室長<br>2016年11月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼同IT統括室長<br>2017年7月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長兼同ICT推進室長<br>2018年6月 当社取締役常務執行役員営業担当兼財務・人事担当兼経営管理本部ICT推進室長<br>2019年5月 当社取締役常務執行役員西日本統括<br>2020年4月 当社取締役西日本担当<br>現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>九州建設(株)代表取締役社長 | 3,050株         |
|       | 取締役候補者とした理由<br>郡司哲夫氏は、主に営業・経営管理部門に従事し、当社営業・経営管理全般における豊富な経験と幅広い見識を有しています。また、2006年から当社取締役、2020年からグループ企業である九州建設株式会社の代表取締役社長として企業経営に従事し、職務を適切に遂行した実績を持っていることから引き続き取締役候補者いたしました。        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |
| 8     | ☆<br>ふじもとひろし<br>藤本博史<br>(1960年12月12日生)                                                                                                                                             | 1984年4月 徳倉建設(株)入社<br>1985年6月 中央コンサルタンツ(株)入社<br>1994年6月 同社代表取締役社長<br>2017年8月 (株)藤屋ホールディングス代表取締役<br>現在に至る                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0株             |
|       | 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>藤本博史氏は、中央コンサルタンツ株式会社及び株式会社藤屋ホールディングスの代表取締役として、建設コンサルタンツ経営に関する豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                                     | 木 全 誠<br>(1953年10月6日生)   | 1978年 4 月 (株)東海銀行入行<br>2003年 4 月 (株)UFJ銀行浜松法人営業第1部長兼浜松支店長<br>2004年12月 同行審査第2部長<br>2006年 1 月 (株)三菱東京UFJ銀行名古屋融資部長<br>2007年 5 月 宝交通(株)顧問<br>2007年 6 月 同社専務取締役<br>2009年 3 月 同社取締役副社長<br>2009年 6 月 当社監査役<br>2015年 6 月 当社社外取締役 現在に至る<br>2018年 6 月 宝交通(株)特別顧問<br>2020年 3 月 同社特別顧問 退任<br>現在に至る | 1,100株         |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>木全 誠氏は、金融機関において審査、融資の責任者としての経験及び宝交通株式会社の取締役として経営に関する豊富な経験と専門的な知識を有しており、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                             |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |
| 10                                                                                                                                                                                                                                    | 南 木 通<br>(1953年 3 月14日生) | 1975年 4 月 大蔵省(現 財務省)入省<br>2003年 7 月 東海財務局長<br>2005年 9 月 東京税関長<br>2012年12月 弁護士登録弁護士法人杉井法律事務所入所 現在<br>に至る<br>2013年 6 月 当社監査役<br>2014年 8 月 (株)オオバ社外取締役 現在に至る<br>2015年 6 月 当社社外取締役<br>現在に至る<br><br>重要な兼職の状況<br>弁護士法人杉井法律事務所 弁護士<br>(株)オオバ社外取締役                                             | 800株           |
| 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>南木 通氏は、弁護士としての専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益な助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。<br>なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。 |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

- (注) 1. ☆印は、新任候補者であります。  
 2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

3. 木全 誠氏、南木 通氏、藤本博史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は木全誠、南木 通の両氏を名古屋証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、社外取締役に再任した場合、引き続き独立役員とする予定であり、藤本博史氏については、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 木全 誠、南木 通の両氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年であります。
5. 当社は、木全 誠、南木 通の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、藤本博史氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 大引 和也氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、八代 英明氏は、大引 和也氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、および重要な兼職の状況                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ☆<br>やしろ ひで あき<br>八代 英明<br>(1970年4月16日生) | 1993年4月 (株)東海銀行(現三菱UFJ銀行) 入行<br>2000年10月 三優監査法人入所<br>2021年1月 八代英明公認会計士事務所開設<br>2021年1月 愛知県中小企業再生支援協議会(現愛知県中小企業活性化協議会) マネージャー就任<br>現在に至る | 0株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 八代英明氏は、社外監査役候補者であり、当社は同氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を480万円以上であらかじめ定める額または法令が定める額のいずれか高い額を限定として契約締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填するとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 八代英明氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. ☆は新任の社外監査役候補者であります。
6. 八代英明氏を社外監査役候補者とした選任理由は、同氏は公認会計士としての長年にわたる豊富な経験と企業会計に関する幅広い見識を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に反映していただくことを期待したためです。
- なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

以 上



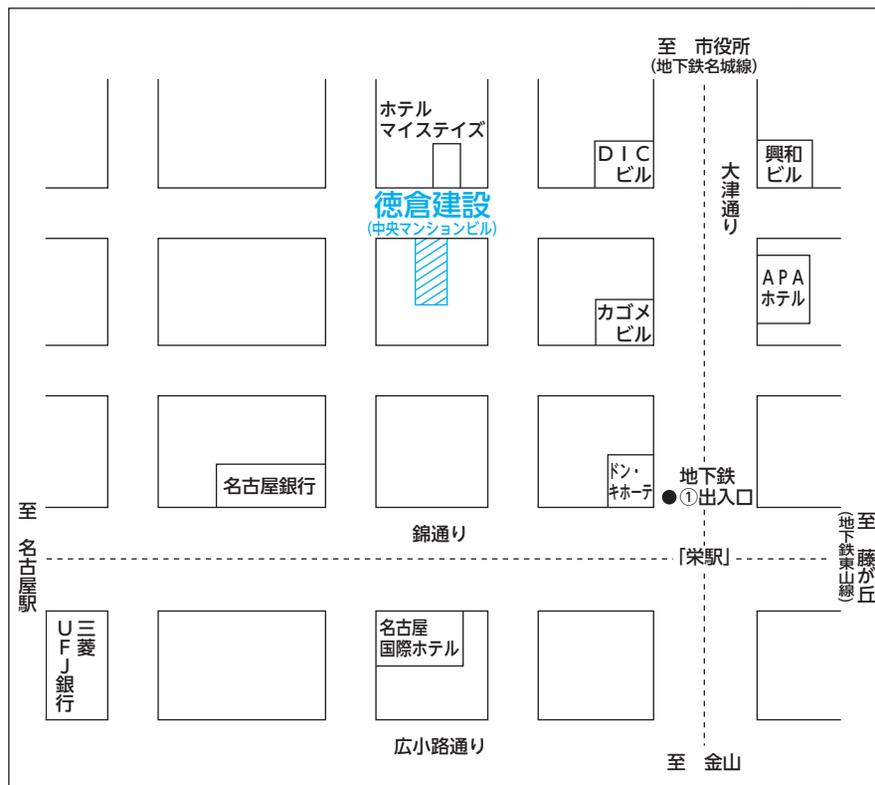


## 株主総会 会場ご案内図

会場 名古屋市中区錦三丁目13番5号

徳倉建設株式会社 本店会議室(中央マンションビル2階)

電話 052-961-3271(代表)



<交通機関> 地下鉄 東山線、名城線「栄駅」下車 徒歩約5分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。